

# 委託業務入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 委託業務共同企業体

共同企業体代表者

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

共同企業体構成員

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

今般、連帯責任によって委託業務の共同履行を行うため、

\_\_\_\_\_ を代表とする、

\_\_\_\_\_ 委託業務共同企業体を

結成したので、当共同企業体は甲府市上下水道局の委託業務に係る入札参加の資格認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

なお、この資格審査申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

(関係書類)

- 1 委託業務共同企業体協定書
- 2 委任状及び使用印鑑届

## 委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して受託することを目的とする。

- (1) 甲府市浄化センター水処理施設運転管理等業務の発注に係る委託業務  
(当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。)
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_委託業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に成立し、第1条に規定する委託業務の履行完了後1年を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 当企業体は、第1条に規定する委託業務を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する委託業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託業務代金（部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属

する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 \_\_\_\_\_ %

商号又は名称 \_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する当該委託業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する委託業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退したものがあ  
る場合には、残存構成員が当該委託業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員は  
脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を引き継ぐものとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決  
算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が  
脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとし  
る。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行  
わない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産又は解散した場  
合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する委託業務につ  
き瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとし  
る。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定め  
るものとする。

\_\_\_\_\_外1社は、上記のとおり\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠として  
この協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は甲府市上下水道  
局に提出し、他は各自所持するものとする。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

共同企業体代表者

住 所

\_\_\_\_\_

商号又は名称

\_\_\_\_\_

代表者氏名

\_\_\_\_\_

Ⓜ

構 成 員

住 所

\_\_\_\_\_

商号又は名称

\_\_\_\_\_

代表者氏名

\_\_\_\_\_

Ⓜ

# 委任状及び使用印鑑届

令和 年 月 日

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

(受任者)

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 委託業務共同企業体  
共同企業体代表者 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私たちは、上記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、次の委任事項を委任するとともに、上記共同企業体の印鑑として下記の印鑑を使用したく、届出をします。

(委任者)

共同企業体構成員 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

共同企業体構成員 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(委任事項)

- 1 見積り、入札に関する件
- 1 契約締結に関する件 (ただし、契約書には両構成員が記名・押印する)
- 1 委託代金 (部分払金を含む。) の請求、受領に関する件
- 1 代理人選任の件
- 1 その他契約の履行に関する一切の件

(使用印)



## 委任状及び使用印鑑届

令和 ○年○○月○○日

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

(受任者)

共同企業体の名称           A 商事・B 産業           委託業務共同企業体  
共同企業体代表者  
住          所           甲府市丸の内○丁目○番○号            
商号又は名称           A 商事株式会社            
代表者氏名           ○○ ○○           ⑩

私たちは、上記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、次の委任事項を委任するとともに、上記共同企業体の印鑑として下記の印鑑を使用したく、届出をします。

(委任者)

共同企業体構成員  
住          所           甲府市丸の内○丁目○番○号            
商号又は名称           A 商事株式会社            
代表者氏名           ○○ ○○           ⑩

共同企業体構成員  
住          所           甲府市中央○丁目○番○号            
商号又は名称           B 産業株式会社            
代表者氏名           △△ △△           ⑩

(委任事項)

- 1 見積り、入札に関する件
- 1 契約締結に関する件 (ただし、契約書には両構成員が記名・押印する)
- 1 委託代金 (部分払金を含む。) の請求、受領に関する件
- 1 代理人選任の件
- 1 その他契約の履行に関する一切の件

(使用印)



## 委託業務共同企業体の結成に関する留意事項

### 1 基本的な要件等は、次のとおりです。

- (1) 共同企業体の運用形態は、各構成員が対等の立場で一体となって委託業務を履行するものとする。
- (2) 共同企業体の構成員の数は2社とする。
- (3) 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資比率の最小限度は**30%**とする。(協定書第8条)
- (4) 上下水道局が契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該委託業務の完了後1年を経過した日までとする。(契約の相手方とならなかった共同企業体の存続期間は、当該委託業務の契約が締結されたときをもって終了する。)

### 2 共同企業体に関する書類作成の留意事項について

#### (1) 委託業務入札参加資格審査申請書について

共同企業体の名称は、構成員の名称(商号)から株式会社・有限会社等の部分を削除してつけること。また、業務名の付記は不要であり、単に委託業務共同企業体でよい。

【例】 A商事・B産業 委託業務共同企業体

#### (2) 委託業務共同企業体協定書について

ア 記載を必要とする個所はアンダーラインで示してある。

イ 第3条の事務所の所在地は、地番を正しく記載すること。

【例】 ○○一丁目18番1号のように記載する。

(1-18-1は不適當である。)

ウ 第4条の共同企業体成立日は、原則として申請書類の提出日とする。

エ 協定書各ページの上段には、捨て印を押印しておくこと。

オ 協定書の作成数は、3部(共同企業体構成員2社分+上下水道局提出分)とする。

#### (3) 委任状及び使用印鑑届について

委任状の様式は特に定めはないが、別紙参考例をもとに作成すること。

(参考例において、受任者と最初に記載される委任者は、同一の者となる。)

3 甲府市上下水道局へ提出する共同企業体の入札参加資格審査申請書類は、次のとおりとする。

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| (1) 委託業務入札参加資格審査申請書    | 正本 1 部 |
| (2) 委託業務共同企業体協定書 (袋とじ) | 正本 1 部 |
| (3) 委任状及び使用印鑑届         | 正本 1 部 |